

第5回ペットボトルリサイクルの 在り方検討会

ペットボトル指定法人ルート 運用見直し計画の進捗状況と変更点

平成30年1月12日(金)

(公財)日本容器包装リサイクル協会

第4回検討会での発表内容

ペットボトル指定法人ルート運用見直し項目一覧

・協会内部の点検作業で抽出された項目一覧

分類		項目
1	重点項目	入札時期の変更(今より遅らせる)
2		3ヶ月ルール of 改正(有償分のみ)
3		有償落札分ペール代金の支払い方法の変更
4		有償拠出金の支払い時期の変更
5		ペール品質についての情報共有(評価項目、評価基準などの改正)
6		有償拠出金における消費税の取扱い
7	市町村関連	引き取り車両・頻度に関する運用の明確化
8		丸ボトルの取り扱いに関する運用の明確化
9		有償拠出金算出方法の説明
10		市町村担当者の事務の軽減等
11		PETボトルに関する市町村向け情報発信方法の全般的見直し
12	手続き等	再生処理事業者関連
13	引取同意書の引き取り量の期中変更の運用見直し	
14	様式3-2の項目見直し	
15	様式4の廃止	
16	登録申請提出書類の削減	
17	能力査定に関する基本的考え方の見直し	
		入札条件リストの項目見直し(追加)

- ・上記抽出項目の内、1～5の重点項目については、本検討会にて審議を行う。
- ・6の重点項目については、制度所管省庁と相談し、平成31年度以降の実施の可能性を検討する。
- ・その他の項目については、協会内部で点検作業を進め、順次実施していく。

5

上記の抽出項目の内、重点項目の1～5について審議した

2

第4回検討会にて承認された内容

1.入札時期の変更(今より遅らせる)

平成30年度上期入札より実施する。

2.3ヶ月ルールの改正(有償分のみ)

販売期限についての制約の在り方や他素材への適用等を総合的に検討し、平成31年度以降実施目標とする。→協会内プロジェクトチームで検討する。

3.有償落札分ベール代金の支払い方法の変更

平成31年度実施目標とする。→協会内プロジェクトチームで検討する。

4.有償拠出金の支払い時期の変更

運用変更しない。

5.ベール品質についての情報共有

(評価項目、評価基準などの改正)

平成30年度入札より実施する。

協会内での推進プロジェクト実施

・ 前述の2、3について協会内にて検討実施

①12月 8日(金) キックオフミーティング

- ・プロジェクトオーナー(専務)より、プロジェクトの目的・各自の役割の説明
- ・推進責任者(PETボトル事業部長)より、検討内容とスケジュール説明

②12月19日(火) 第1回推進プロジェクト

③12月26日(火) 第2回推進プロジェクト

- ・総合コーディネイターより、現状のシステム概要とその経緯の説明
- ・各部担当者(経理、システム他)より質問と課題を集約した

上記打ち合わせを実施し、以下の課題が抽出された

協会内プロジェクトでの確認で課題が見つかり修正した内容①

2.3ヶ月ルールの改正（有償分のみ）

＜第4回ペットボトルリサイクルのあり方検討会での結果＞

- ・再商品化の期限を、引取後3か月以内とし、販売については特段期限を設けない
- ・有償落札分のみのべールとする

＜課題となった内容＞

- ・トレーサビリティの観点から管理することは必須であり、再生処理事業者との契約上無期限とすることはシステム構築上も困難
- ・有償・逆有償のべールが混在する場合、それを分けて管理するのが困難

＜修正した内容＞

- ・再商品化の期限を引取後3か月以内とし、販売期限を6か月以内とする
- ・有償及び逆有償落札分のべールとする

協会内プロジェクトでの確認で課題が見つかり修正した内容②

3. 有償落札分ベール代金の支払い方法の変更

＜第4回ペットボトルリサイクルのあり方検討会での結果＞

- ・市町村引取り月の3か月後月末支払い(引取り数量 × 落札単価)
- ・逆有償は除外(現行通り 販売数量 ÷ 再商品化率 × 落札単価)

＜課題となった内容＞

- ①逆有償において、再商品化をする、しないにかかわらず、引取り月の3か月後にお金が支払われることが不適切であると判断。
- ②市町村引取り月の3か月後月末支払いにした場合、協会の決算において期ずれの金額が大きくなり、決算、事業計画、実施委託単価設定、精算等、特定事業者に与える影響が大きくなる為実施が困難。

＜修正した内容＞

- ・有償・逆有償ともに、製造量に応じて請求/支払い
- ・請求/支払いは製造月の翌月末(支払いサイト1か月)
- ・請求/支払い対象数量 = 製造量 ÷ 再商品化率 × 落札単価

再生処理事業者ヒアリング(12月25日)及びアンケートを実施して修正内容についての意見を集約

<アンケート内容①>

1. 3か月ルールの改正について

○第4回ペットボトルリサイクルあり方検討会での結果

- ・再商品化の期限を引取後3か月以内とし、販売については特段期限を設けない。
- ・有償落札分のみをのべールとする。

○新たな提案

- ・再商品化の期限を引取後3か月以内とし、**販売期限を6か月以内とする**
- ・有償**及び逆有償落札分**のべールとする

(変更の理由)

①販売期限を6か月にした理由

⇒トレーサビリティの観点から管理することは必須であり、再生処理事業者との契約上無期限とすることはシステム構築上も困難である。どのくらいの期間を設けたらよいか検討の結果、6か月間が適切と判断した。

②有償及び逆有償落札分のべールとした理由

⇒有償・逆有償のべールが混在する場合、それを分けて管理するのが困難である為。

問1. 上記の新たな提案について、貴社はどのようなお考えですか？

該当欄に○を記入願います

①販売期間を6か月とすることに対して

6か月で良い	その他

②上記ご回答の理由を記入願います

--

<アンケート内容②>

2. 有償落札分ペール代金の支払い方法の変更について

○第4回ペットボトルリサイクルあり方検討会での結果

・市町村引取り月の3か月後月末支払い(引取り数量×落札単価)

・逆有償は除外(現行通り 販売数量÷再商品化率×落札単価)

○新たな提案

・有償・逆有償ともに、製造量に応じて請求/支払い。

・請求/支払いは製造月の翌月末(支払いサイト1か月)

・請求/支払い対象数量＝製造量÷再商品化率×落札単価

(変更の理由)

①有償・逆有償ともに、製造量に応じて請求/支払いとした理由

⇒逆有償において、再商品化をする、しないにかかわらず、引取り月の3か月後にお金が支払われることが不適切であると判断した為。

②請求/支払いは製造月の翌月末(支払いサイト1か月)に変更した理由

⇒市町村引取り月の3か月後月末支払いにした場合、決算において期ずれの金額が大きくなり、決算、事業計画、単価設定、精算等、特定事業者関係者に与える影響が大きくなる為実施が困難。製造月の翌月末支払いであれば、1か月のタイムラグで済み、期ずれの影響も小さい為。

③請求/支払い対象数量＝製造量÷再商品化率×落札単価にした理由

⇒現在、請求/支払い対象数量＝販売量÷再商品化率×落札単価となっており、販売量を製造量に変更することは現行システムの修正で可能であるし、システム開発費用も低く抑えられる為。

問1. 上記の新たな提案について、貴社はどのようなお考えですか？

該当欄に○を記入願います

賛成	その他

問2. 上記ご回答の理由を記入願います

--

アンケートの結果（再事ヒアリングご意見を含む） 3ヶ月ルールの改正について（回答事業者数46）

6カ月で良い:36事業者(78%)

その他10事業者(22%)

順位	6か月で良い理由	事業者数	順位	その他の理由	事業者数
1	販売期限が伸びることで、景気動向を考慮し易くなる	7	1	現状のままで支障が無い	8
2	6か月という販売期限は適切(実質的に期限を設けないに近い)	5	2	12か月が良い(6か月は期間が短い)	1
3	協会の変更理由に納得	4	3	再商品化の期限を引取後3か月とし、販売期限は翌月までが良い	1
4	トレーサビリティの観点から賛成	4			
5	6か月以上または無期限は良くない(管理が大変)	4			
6	その他(以下内容)	5			
	3か月でも問題ないので6か月でもOK	(1)			
	3か月でも問題ないので6か月でもOK。 販売期限6カ月の期限内販売が無理な場合の具体策は？	(1)			
	再商品化期限を年度終了後3か月以内として欲しい	(1)			
	3か月ではユーザーの都合により出荷できない場合がある	(1)			
	販売については無期限が望ましいが、システム上困難ならやむを得ない	(1)			
7	未記入	7			
合計		36	合計		10

※有償、及び逆有償のベールとすることについては2社が合意のコメント。

その他の事業者からの反対意見は無かった

アンケートの結果（再事ヒアリングご意見を含む）

有償落札分ベール代金支払い方法の変更について

賛成：35事業者(76%)

その他11事業者(24%)

順位	賛成の理由	事業者数	順位	その他の理由	事業者数
1	経営的観点から（事業計画が明確になる、売掛金管理、支払が1か月のタイムラグで済む等）	11	1	当月引取り翌月支払が良い	4
2	協会の変更理由に納得	8	2	引取り後3か月後の月末支払いが良い（第4回検討会の内容）	3
3	適切である	3	3	現状のままで良い	2
4	受託生産なので、新提案が現実的	2	4	製造量がきちんと報告されているかどうかチェックが必要	1
5	その他（以下内容）	8	5	引取りしても、製造していないことを理由に調整する懸念がある	1
	製造量を基準とすることが一番シンプルで判りやすい	(1)			
	自社内の販売であり、製造量に応じての支払いとなっても大きな変更はない	(1)			
	ベールは基本的に廃棄物の位置づけであるので問題ない	(1)			
	販売期限の延長に集約されることになると理解するので	(1)			
	製造量の信頼性をどのように担保するのか？	(1)			
	製造量ではなく、投入量としては？	(1)			
	切り替えのタイミングについて事前に相談して欲しい	(1)			
特に影響がない	(1)				
6	未記入	3			
合計		35			11

結論

- ・ 3ヶ月ルールの改正についての協会修正提案

6か月を支持:36事業者 78%

3ヶ月でも可: 8事業者 17%

その他 : 2事業者 5%

- ・ 有償落札分べール代金支払い方法の変更についての協会修正提案

修正案に賛成:35事業者 76%

引取翌月支払: 4事業者 9%

引取3ヶ月後支払:3事業者 6%

その他 4事業者 9%

- ・ 上記結果より、3か月ルールと有償落札分べール代金の支払い方法の変更については、協会変更提案の内容にて作業を進めることとしたい。
- ・ 尚、上記内容について問題が無いか監査法人に確認したところ、現状販売完了の確認の為「受領書」をエビデンスとしているが、これに代わり製造完了について操業管理月報での管理にするためには、現在の紙(エクセル)での管理だけでは無く、再生処理事業者による「製造量証明」の発行と、基幹業務システム(REINS)へのデータ取り込みによる管理が出来れば問題なしとの事であった。

以上